

審議会等の運営状況（平成28年7月1日現在）について
（概要版）

1 審議会等の設置数及び委員の選任状況

昨年度と比べると、各区役所において教育会議を開催したことなどに伴い、審議会等の設置数・委員数ともに増加しているが、今後も、「審議会等の設置及び運営に関する指針」の方向性に沿って、審議会等の設置数及び委員数について必要最小限に止めるなどの取組を進めていく。

なお、女性登用率については、特定の専門分野において女性の適任者が限られる場合などがあり、女性委員の登用が進んでいない現状であるが、引き続き大阪市男女共同参画基本計画に基づき、より一層積極的に女性委員の登用に向けた取組を推進する。

(1) 審議会等について

ア 設置数について

【方針】 必要最小限に止める

【取組状況】

- ・設置数182（昨年度の設置数158）
- ・昨年度より24会議の増加

イ 委員数の制限（20名以内）について

【方針】 原則として20名以内とする

【取組状況】

- ・委員数が21名以上の審議会等は28会議から31会議に増加（全体比は17.7%から17.0%に減少）

ウ 審議会等での女性委員の割合について

【方針】 女性委員の占める割合を40%以上（平成28年度）とする

【取組状況】

- ・女性比率が40%以上の審議会等は51会議から64会議に増加（全体比は32.3%から35.2%に増加）

(2) 審議会等の委員について

ア 延べ人数及び実人数について

【取組状況】

- ・延べ人数3,534名、実人数3,179名
（昨年度の延べ人数3,290名、実人数2,992名）
- ・昨年度より延べ人数で244名、実人数で187名の増加

イ 在任期間の制限について（延べ人数ベース）

【方針】 原則として在任期間4年以内又は再任1回まで

- ・在任期間が4年を超える委員は、1,067名から1,118名に増加
(全体比は32.4%から31.6%に減少)
- ウ 女性委員の登用促進について(延べ人数ベース)
 - 【方針】 女性委員の占める割合を40%以上(平成28年度)とする
 - 【取組状況】
 - ・委員全体に占める女性委員の割合は、31.5%から34.7%に増加
- エ 本市職員の委員選任の原則禁止について(延べ人数ベース)
 - 【方針】 特に必要がある場合を除き、本市職員を選任しない
 - 【取組状況】
 - ・本市職員の委員は、83名から75名に減少
(全体比は2.5%から2.1%に減少)
- オ 同一委員による兼務数の制限について(実人数ベース)
 - 【方針】 兼務数を3以内とする
 - 【取組状況】
 - ・兼務数4以上の委員は、12名から13名に増加
(全体比は0.4%から変動なし)
- カ 委員の年齢制限について(延べ人数ベース)
 - 【方針】 原則70歳を超えるものを委員に選任しない。
 - 【取組状況】
 - ・委員全体に占める70歳を超える委員の割合は、13.1%から12.6%に減少

2 審議会等に係る情報公開に関する取組状況

公表すべき内容を公表できていない事例が見受けられる。引き続き、会議要旨(会議録)の公表を徹底するなどの取組を進めていく。

(1) 会議及び委員名の公開状況について

【方針】 非公開事由に該当する場合を除き、原則公開

【取組状況】

- ・公開の審議会等は119(全体比65.4%)
- ・委員名を公開している審議会等は170(全体比93.4%)

(2) ホームページにおける公表状況について

【方針】 すべての審議会等においてホームページに基本事項及び会議要旨を、
公開の審議会等においては会議録も公表

【取組状況】

- ・174(全体比95.6%)の審議会等について基本事項を、139(全体比76.4%)の審議会等について会議要旨を公表
- ・公開の審議会等のうち会議録を公表しているものは102(公開会議比85.7%)